

第11回あきる野市子ども・子育て会議 議 事 要 旨

- 1 開催日時：平成27年1月21日（水）午後6時～午後7時30分
- 2 開催場所：本庁舎5階 505会議室
- 3 出席者（委員9名）
- 4 次 第
 1. 開 会
 2. 挨 拶
 3. 議 事
 - （1）子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担額について
 - （2）その他
 4. 閉 会

1. 開 会

2. 挨 拶

委員長

こんばんは。今日が実質、今年度の最後となります。事業計画そのものについては先般までの会議でご意見を頂き、パブリックコメントという段階です。今日は、新制度の利用者負担、保育料をどういう考えで設定をするかについて、見解をまとめるとのこと。一番重要な審議となりますので、それぞれ活発なご意見を頂ければと思います。

それでは早速、議事に入ります。まず、事務局からのご説明をお願いします。

3. 議 事

（1）子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担額について

事務局より資料に基づき説明が行われた。

委員長

あきる野市の条例では、保育料のあり方について、この子ども・子育て会議で基本的な答申をすることになっています。ただ、ご説明のとおり都の予算が確定しておらず、また、明日の国の会議で細かい部分が見えてくるということで、今日は細かい数字等は十分反映されていません。まず、基本的な考え方を共有して、ご意見やご質問等があれば、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

資料1で、今は国基準どおり、所得の多い家庭は最高額25,700円となっています。都が考えている形で予算が決まれば、ここから5,800円を差し引いて、実質

は2万円弱くらいの負担が最高額という考え方でいいですか。

事務局
委員長

はい。そういう形でございます。

では、私のほうから問題提起をしておきます。利用者負担は低いに越したことはないですが、国・都・市の限られた財源の中で、どうバランスを取るかが大事です。2号・3号認定は、所得税が市町村民税になることで負担が増える方、減る方の整合性をとらなくてはいけません、大きくは変わりません。一方、私立幼稚園は独自に保育料を定めていたので、行政が定める保育料基準が存在しません。1号認定の保育料をどう設定するか。同じ3歳以上児で、1号・2号のバランスをどう考えるか、今までの保育料と市が定める保育料に乖離が出るのかどうか、問題になると思います。

もう1つ、2号・3号認定については、11時間まで利用できる保育標準時間と8時間までの保育短時間があって、国の考えでは、あまり保育料の差がありません。あきる野市でも国基準どおりとなっていますが、これをどう捉えるかも、課題になると思います。

いずれにしても、1号・2号・3号認定を通じて、利用者負担の公平性をどうするか。一方、納税者にとっては、税の公正支出という視点も大事です。そういう観点を踏まえて、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

委 員

まず、1号認定については、来年度以降の検討事項ということで、国基準に倣ったという点では承認できます。

あと、園長の代表として、2号・3号については、保護者負担を考えた上での50%程度で出していただきました。この線でやっていただけたらと思っております。

委 員

前回、前々回も発言しましたが、来年度、施設型給付に移る幼稚園はありません。国と都の動きが明らかになってから、利用者負担などについては検討するというので、ぜひお願いしたいと思います。

資料3ですが、認定こども園になると、1号と2号の子が同じ幼稚園に通うこととなります。今も預かり保育で朝7時半から夕方6時くらいまで来ている子が同じ園の中で生活していますが、2号の子は1号よりも負担が少ないとなると、保護者同士でも必ず疑問が出てきます。1号はこの利用者負担額に加え、給食費を別途払わないといけません。今回、都の負担を抜いていますが、そういう点も踏まえ、例えば保育所の2号・3号が国基準の50%であれば1号もそうするのか、または1号は時間も短いから、2号の7、8割にするのかなど、基本の考え方を示したうえで、不公平にならない額を決めていただければと思います。

あと、利用者負担額が0円のところは、都の保護者負担軽減費補助金を引いても0円ですが、1号の保護者は別途給食費などを払います。都のお金が別であれば給食費の分も安くなりますが、利用者負担額の中に入れてしまうと、給食費などの実費や追加徴収の部分は見てもらえなくなる可能性があるのでは、そこについ

でも、今後、配慮していただきたいと思います。

委員長

生活保護世帯等については、実費徴収の負担を軽減する別の事業があります。28年度以降の話になると思いますが、そこも頭に置いておいていただければと思います。他はいかがでしょうか。

委員

前回、前々回から不公平だと訴えているのですが、2号、3号認定にこれだけ手厚い補助があると、それを知った親は、そっちのほうのが得だという考えに至ると思うのです。この金額を見て、「なんだ、これだけ払えばいいのか」ということで、長時間預けるほうに流れるような気がします。それが本当に子どもにとっていい環境なのか。人間関係を築くうえでの最初の関係は母と子で、そこが手厚い補助のおかげで離れてしまうのがいいことなのか、とても疑問に思います。

もちろん、ひとり親家庭や、両親がフルタイム勤務などの方には、保育園は絶対に必要です。福祉のほうに手厚くしているのであれば、幼稚園の1号認定の親も納得すると思います。ですが、本当に弱者なのかと疑問に思う方も、中には、いるのではないのでしょうか。保育園に入れないと本当にやっていけない方のことを、もう少し考えてもらえればと思います。

あと、幼稚園の保護者は3歳まで子どもを見ており、面倒を見てきたご褒美ではないですが、そういう点も考慮してもらいたいです。

委員長

同じ所得であれば、負担能力は同じと考えられる。あと、利用時間も違い、今おっしゃった公平性をどう図るかというのは、大事な観点かもしれません。

委員

保育短時間の人が8時間を超えた場合は、延長保育になるのでしょうか。なるのであれば、その料金が別に掛かるため、その辺の考え方を示す必要があると思いました。

委員長

この程度の差であれば、8時間利用の方が週1、2回延長保育を受けると、11時間の方より負担が高くなる可能性はあると思います。

事務局

当初は、就労時間月120時間以上が標準時間、それを下回る方は短時間と示されていましたが、働き方によって、働く日数は少なくとも1日当たりは長時間だとか、シフト制で時間が日によって違うなど、いろいろなご家庭があると思います。そういう方については、市町村の判断で標準時間に認定できると示されたので、常に時間を延長するようなことは、ないようにしたいと考えています。

委員

11時間とかいう時間が、変わっていくということですか。

事務局

月120時間という境界線が示されていましたが、就労形態が多様なので、常に短時間の枠からはみ出してしまう方は、標準時間に認定してもいいと示されました。通常は8時半～4時半までに収まっていて、たまに間に合わない場合は延長保育になりますが、常に延長を払うということはないと考えています。

委員長

保育短時間の方でも保育標準時間の枠に運用上OKとすれば、カバーできると思います。ただ、だからといって保育短時間がなくなるわけではなく、時間の違いに比して負担が数パーセントしか変わらないことについては、議論の余地がある

かもしれません。

委員 国基準額の50%負担というのは妥当だと私は思いますが、いかがでしょうか。
委員長 確かに、これは相当なものだと思います。

委員 今日、生活保護のほうで会議があったのですが、日本は世界で2番目に社会保障の悪い国だと知りました。でも、子どもたちを産んでいただいて、国を少しでも発展させようとしている姿が、ここに少し出ていると感じております。

委員 給食費という問題が出ましたが、こういうところとは別の発想かなと、食べるものは関係ないと思うのですが、その辺はどうなのですか。

委員長 保育所の場合、3歳未満のお子さんは、保育料のみの負担で、給食費は全部公費で面倒を見ることになっています。3歳以上児は、主食は利用者負担ですが、副食は3歳未満と同様に公費です。一方、幼稚園は、制度上の保育時間は保育所ほど長くないので、給食が必要な場合は全額利用者負担となり、1号・2号・3号、それぞれで違うのが現状です。

新制度もそれを踏襲して、2号認定の副食分は払わなくていいです。一方、1号認定の幼稚園利用については、この利用者負担額とは別に、月3,000～4,000円の給食費がかかります。

委員 そうすると、同じ幼稚園の中で、2号認定の給食費は公費で出る、1号認定は出ないとなると、先ほどあったように不公平になるのではないのでしょうか。

委員 幼稚園は2号認定が存在しませんが、認定こども園はそういう形になります。国の制度上仕方がないのですが、それをあきる野市でどのように捉えるかという問題だと思います。

委員 国の基準となると、ある程度守らないといけないのですよね。

委員長 国が示す保育料の基準は、日本全国の実態をベースに示しているだけです。国が示した金額を超えることはできませんが、どのように金額設定するかは市町村の裁量で、国の基準に縛られる必要はありません。

委員 別の幼稚園・保育園に通っていて違うのならいいですが、同じ認定こども園の中で、時間は長い、給食も込みで安いとなると、違うのではないかと思います。

それから、保育園の2号は、主食は違うということでしたが、実態として、主食費を取っているのですか。それは、保育料の中に入っているわけですよね。

委員長 市町村によって少し差がありますが、お金ではなく、米を持ってこいという所もあります。ほとんどは、お金で払うという形です。

委員 それは、含まれているわけですね。

委員 東京都の場合は他の補助もあるので、園で賄っている部分もあります。外部発注や弁当では離乳食やアレルギーに対応できないため、給食費の補助をいただいています。その補助金で、給食施設の維持、栄養士の人件費などの運営をされていて、それを全て保護者負担にすると、保護者の負担が増えてしまいます。単に給食費がどうこうではなく、保育所はこれまでの経緯で、最低基準の中で給食設備

も設置しなければいけません。

また、給食を出すことになれば設備が必要なので、幼稚園から認定こども園への移行が全国的に増えなかったという事情があります。幼稚園としても難しいし、そういう不公平が出るのでは責任を持ってお預かりできない面があって、厚生労働省の見込みよりも少なくなってしまったのではないかと思います。

委員

給食というのは例に出しただけで、要は、1号認定の人は全部で3万円払っているのに、同じ園にいる2号認定の人は2万円というのはどうかという話です。

委員

その辺が分からないのですが、本当に1万円の差になるのですか。

委員長

この表でいくと、所得の多い家庭で、1号認定の第1子が25,700円で、都の負担軽減が入れば2万円くらいです。これに給食費が4,000円くらいで、最高で24,000円くらいの負担です。一方で、2号認定は最高額が26,700円ですから、24,000円と26,700円という形で、二千数百円違います。ただし、1号認定は4～5時間ほどの保育時間ですが、2号は11時間利用できるわけです。さらに、2号認定は土曜日も、長期休業中も保育が受けられます。幼稚園の場合、長期休業中も利用するのであれば、預かり保育料をさらに何千円か払うことになります。

もう1つ、問題提起として具体例をお話しします。パートで働いていて2号認定受けられる方でも、1号認定として幼稚園を選択できます。その場合、幼稚園型一時預かりで8時間利用できますが、保護者負担最高額2万円に、一時預かり代が6,000円で26,000円、それに給食費が入ると3万円くらいになります。一方、保育短時間であれば、26,000円くらいで済みます。利用形態は全く一緒でも、2号認定の保育短時間のほうが安いということが、現実には起き得ます。

委員

1号か2号かを自分の責任において選んでいるから、いいのではないですか。

委員長

いえ、どちらも選べる状態の方だったら、一般的に、よほど保育に差がなければ、安いほうに行くでしょう。だから、そこでの公平性は必要です。

委員

基本的に保育園は家で子どもを見られないから預かる所です。長時間、延長保育で朝から晩までお預かりしている人がほとんどで、短時間の方は数名程度になると思います。その短時間の方で、幼稚園のほうがいいという方もいるかもしれませんが、家で見るに越したことはないけれど、やはりパートでも何でも仕事に出たいと。旦那さんの帰りが遅い方も多いですし、それぞれなのです。

今までの幼稚園・保育園の歴史で、その地域での役割があり、それを本末転倒にすると変なことになってしまいます。あくまでも基準として、この単価は決めないといけないし、その負担を生活に見合った形にするのが税の公平性だと思います。ですから、矛盾があっても、一定線の中で負担していただくことを主体に考えるべきだと思います。

委員長

大げさに言えば理念・哲学が問われていると思います。今までの幼保の歴史はありますが、制度上は取りあえず、4月から同じ土俵に乗ることになります。利用者が主体ですので、利用者の思いが阻害されるのではなく、基本的にオープン

ベースで公平性を担保することが大原則です。その中で、所得の違いで応能負担とするのは当然のことだと考えています。

委員

資料3で1号と2号を同じ表にしてありますが、1号認定は国の基準どおりで5階層、2号認定は細かく24階層に分けていますので、これだけ差があります。先ほど申した原理原則として、理論的には、1号認定は2号認定より何割か安くなければいけません。この表を見ると、例えば第4階層、保育園では13～21階層となりますが、別の資料の年収目安で13階層は399万円、21階層は726万円です。年収が約400～730万円まであって、それを14,500円～23,700円と負担額に1万円近く差をつけています。これが幼稚園の場合、1つの階層になっていて一律20,500円です。そうすると、例えば、必ず2号よりも1号を安く設定する場合、13階層の一番安い2号認定よりも安く設定するために、こんなに幅を持つようにせざるを得なくなり、非常に不合理が出ると思うのです。

ですから、保育園の24階層と全く一緒にする必要はないですが、もう少し1号を細かくしないと、2号の7掛け、8掛けとするにしても問題が出ると思います。市区町村によっては、1号の5階層を、もう少し細かく分けている所もありますし、ぜひ検討していただけないかなと思います。

委員長

逆に、国の8階層と同程度にしている所もあり、市町村によって全然違います。

確かに、2号認定は階層が細かく保育料の幅があるのに、1号認定は階層の幅が大まかになっています。そうすると、階層区分の違いで金額、公平感に違いが出るので、その乖離がないようにすべきというのは、ご指摘のとおり課題だと思います。

参考までに、ある自治体では、保育短時間は標準時間の8割負担としています。それから、小規模保育を含めた地域型保育給付も、待機児童がいてそこしか選択できないけれど、施設面で多少劣るので、自治体によっては2号・3号認定の8割負担に設定しています。また、1号・2号・3号とも、国基準の7割程度の負担にする自治体もごぞいます。また、1号認定については、その市町村内の私立幼稚園の平均保育料を算出して、それを上限額にする所も割とあります。また、市民税への切り替えも、利用者負担があまりに変動するケースがあるので、27年度は従来どおり所得税にして28年度から切り替えるなど、自治体によって多種多様ですが、なるべく公平にということで、違いが出ているのだと思います。

それから、国の予算が遅れたものの、市区町村としては決めなければいけないので、取りあえず27年度だけは現状をベースに組むというのも、幾つかの自治体であるケースです。あきる野市もそうですが、新制度へ移行する幼稚園がなく、1号認定は現実にはあり得ないので、取りあえず27年度は2号・3号メインで走らせる。そして、28年度から新制度に移行する幼稚園も出てきて、保育所も認定こども園になると、1号認定をもう一回整理しなければいけないので、28年度から見直しをするという、2段階方式が結構あるように思います。

- 副委員長 基本的考え方はよろしいと思います。
- 事務局 1つ心配なのは、26、27年度で市の負担額が増えますが大丈夫なのですか。
- 委員長 最優先でございます。
- 委員長 消費税は先延ばしにしましたが、予定どおりの消費税財源、5,100億円を付けますので、地方も国も最優先課題になっているのだと思います。
- 委員長 他にいかがでしょうか。都が決まっていなくても、細かい数字までは議論できませんが、基本的な考え方を整理する必要があります。差し迫って答申をしなければいけないため、まず27年度は事務局提案をベースにいく。ただし、28年度は1号認定を現実的に考えなければいけないので、新年度に、この子ども・子育て会議であらためて議論して合意を得るという2段階でいかがでしょうか。
- 委員 そのとおりだと思います。28年度になると、認定こども園の問題がもう少し表面化してくると思います。そのときに、先ほど出たように、同じ園の中で1万円もずれるというギャップが出ないように、金額を決めればいいのかと思います、いかがでしょうか。
- 委員長 国の予算が決まり、私立幼稚園が認定こども園になった場合に、公定価格ももう少し変わってくるのではないかと思います。公定価格の最終単価が見えてから、あらためてしっかり議論することが必要だと思います。
- 委員 27年度はまず基本を整理する、そして、次年度には状況が見えるので、その段階で総合的に検討をするという2段階でよろしいですか。28年度には、いろいろなデータが出ますし、会議で議論、検討する余地もあると思います。27年度の4月からについては、2号・3号認定が中心になると思いますが、事務局にご説明いただいた基本的な考え方についてはよろしいですか。
- 委員一同 異議なし。
- 委員長 では、27年度については、事務局提案をベースとして、あとは運用でうまくやっていたと。28年度については、いろいろなものが決まって、あらためてご検討いただくという形にしたいと思います。保育料の利用者負担の諮問については、今、申し上げた形で答申という整理をしていただければと思います。
- 事務局 頂いたご意見を、私どもの提案に組み込んで委員長とご相談させていただき、答申させていただく形にさせていただければと思います。その内容については、委員の皆様にご発信させていただきます。

(2) その他

- 委員長 利用者負担は以上ですが、事務局から、他に何かございますか。
- 事務局 パブリックコメントを1月15日～30日の間に行っていますが、前回の会議から表紙に少し変更がありますので、資料をお送りしました。パブリックコメントでの意見は、皆さんにお送りさせていただきます。最終にもう一度見直して、文字の修正など含め、作成したものをお渡しできればと考えています。パブリック

コメントは、ホームページや、市の各所で見られるようになっていきます。

委員長 送っていただいた資料は、全体計画の表題が「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画）」に、整理されたということですね。

事務局 はい、そうです。

委員長 では、パブコメが終わってから、出たご意見や字句の修正等も含め、微調整があれば、全員にご連絡いただく形にさせていただきたいと思います。

それから、4月スタートに向けてのタイムスケジュールを確認したいのですが、議会等も含め、4月スタートまでの1～3月には、何か予定はあるのでしょうか。

事務局 利用者負担については、3月議会にご提出します。条例の中では、政令のタイミングもあるため、国の基準額を上限に定める形で提案します。あと、4月の小規模保育の関係については、今後、認可手続きという形になりますので、そのあたりの規定整備を進めているところです。

事務局 あと、入所の申込みがこれでできましたので、利用調整等を図って、2月上旬か中旬には、その結果を利用者の方に通知したいと考えております。

事務局 今年度の子ども・子育て会議は今日が最後で、また新年度に新たに会議の招集をお願いしたいと思います。

委員長 任期中の会議は、これが最後になるかもしれません。その前に会議があるかは不確定ですが、今年度の最後の会議ということになりました。ただ、事業計画をつくって終わりではなく、いよいよ4月から動き始めて、微調整や修正等が必要になります。この会議でしっかりご議論いただき、ご意見をなるべくいい形で反映して、この事業計画がいい形で機能するように、またご協力いただこうかと思えます。これからが本当に大事だということをご理解いただければと思います。

それでは、これをもちまして、第11回あきる野市子ども・子育て会議を終了させていただきます。最後に副委員長に締めていただければと思います。

4. 閉 会

副委員長 1年半、開催時間もばらばらで、ご迷惑をおかけしたと思いますが、この会議は続く会議ですので、これからもいろいろご協力いただきたいと思います。

本当に長い間、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

以 上